新型コロナウイルスワクチン接種についての情報提供

現在、福島市でも一般に対するコロナワクチンの接種が開始されています。今回のワクチンは人類に対して初めて使用される遺伝子ワクチンであり、まだ治験の途中で緊急使用されているため、効果や安全性（短期・長期）の情報が不足しています。接種は強制ではありません。本人が希望する場合のみ接種が行われます。薬品の投与には必ずリスクが伴います。効果とリスクの双方を理解した上で、自らの意思で判断する必要があります。当院では患者様の健康を考え、最新の情報をご提供させて頂きます。判断材料としてご利用頂けると幸いです。

＜効果＞

・発症の予防および重症化の予防を期待（治験中のため効果は不明）

※あくまで発症の予防であり感染の予防効果は不明（厚労省発表）

ｲｷﾞﾘｽは非接種者より2回接種者の方が約2倍感染率が高いというﾃﾞｰﾀを公表

※政府は国外用のワクチン接種証明書を発行。国内での試験運用を一部開始。予防接種法に定められた非接種者への差別防止の付帯決議に違反している。

＜リスク＞

◎日本における副反応の疑い事例（2月17～10月22日　厚労省発表）

・死亡報告　1312件　※1359件に増加！！（11月12日）

※平成30年のインフルエンザワクチン接種後の死亡報告数3件

・副反応報告数　2万7279件　2万8511件に増加！（11月12日）

・アナフィラキシー　3207件　3416件に増加！（11月12日）

・重篤な副反応　5204件　5607件に増加！（11月12日）

心筋炎、脳血管障害、失明、ギランバレー症候群など

・2回目の接種後90％以上に発熱、頭痛、強い倦怠感、関節痛など（これらの症状は報告義務がないため副反応件数に含まれていない）

◎アメリカの状況（11月5日時点　CDC等発表）　副反応報告数　87万5651人

・死亡　1万8461人　・入院　9万1982人　・緊急ケア　9万7715人　・アナフィラキシー　7984人　・心筋炎　12131人　・流産　2887人

＜考察＞

欧州で感染の拡大が止まらない。どの国も接種率が高く、3回目も開始されているが余計に拡大が進んでいる。それに対しアフリカの接種率は大変低いが感染者は少ない。アフリカでは薬の人体実験場にされてきた経験があり、白人から提供される薬への警戒心が根強い。例えばファイザーはナイジェリアで抗生物質の治験を無断で行い多くの子供が死亡した。裁判で敗訴したファイザーは多額の賠償金を支払っているが、その裏で原告を脅迫していたことも明るみになっている。そんなアフリカの国々はワクチンの購入を拒否しているが、今年に入り6人もの大統領が謎の死を遂げている。特にタンザニアの大統領は元科学者で国民に正しい情報を発信していたが、今年3月に急逝し10人の側近も全員死亡している。日本では一切報じられない事実。日本政府は製薬会社と免責契約を結んでいる。何があっても責任は問えないことを忘れないでほしい。

「ワクチンパスポートの違憲性について」

政府は緊急事態宣言時にワクチン接種か検査陰性を証明することにより行動制限を緩和する「ワクチン・検査パッケージ」の導入を検討しています。この制度は接種の有無で人を差別するもので基本的人権の侵害であり、多くの法律家から異論が出ています。中でも埼玉弁護士会が強い声明を出しているので以下に内容を抜粋して掲載します。

『制度導入により市民は，社会生活のあらゆる場面で接種証明書の取得と提示が求められることになり，その結果，これまでワクチンの接種を望まなかった者も接種を強いられることになるこのことは，接種を余儀なくされる者の自己決定権（憲法第13条）を侵害するものであり，他方，それでも接種しないとした者の幸福追求権（憲法第13条）や移動の自由（憲法第13条，22条1項）を不当に制約するものである。

また，ワクチン接種後においても感染する場合が報告されている状況のもと，接種証明の有無によって施設の利用等に差異を生じさせることは，接種者と非接種者とを正当な理由なくして差別するものであって，平等権を保障した憲法第14条にも違反する。

更に，接種証明の確認を宿泊施設や飲食店の営業主，興業主等に義務づけるようなことがあれば，当該事業者の営業の自由（憲法22条第1項）をも侵害することとなる。

そもそも，人体に大小様々な作用を及ぼす医薬品について，それを自己の体内に取り入れるか否か，取り入れる場合に何をどのような方法によって取り入れるかといった問題は，個人の生命・身体にかかる極めて重要な事項であり，したがってまた，これを自らの意思と責任に基づいて決定することは，個人の自己決定権の中核をなすものといえる。

特に，現時点においてワクチンとして用いられている技術については，医薬品医療機器等法第14条の3に基づく特例承認にとどまっており，長期にわたる被接種者の追跡調査という治験が全くないこと，また，これまでに同ワクチンの接種後に死亡した例やアナフィラキシーショック，心筋炎その他の重篤な副反応例も数多く報告されていることから，接種に深刻な不安を抱えている市民も多数いる。また，アレルギー疾患等を有するために接種に臨めない者が多いことも周知の事実である。

このように不安を抱える人々の自己決定権を保障するという観点から，昨年改正された予防接種法第9条はワクチンの接種を努力義務にとどめ，また，予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議において「接種するかしないかは国民自らの意思に委ねられるものであることを周知すること」が掲げられたのである。

また，政府の前記方針は，接種により感染拡大が抑止されることを前提としているのであるから，同方針の実施にあっては感染抑止という目的について十分な検証による実証が必要とされるところ，現時点においては，その実証が十分になされているとはいえない。

以上のとおり，ワクチンパスポート制度の導入は，法律上の根拠を欠くことはもとより，医学的・科学的にも実証的な根拠を欠いているのであるから，同制度の導入・実施は，前述のように憲法第13条，第14条及び第22条1項に反し，許されない。

なお，政府内では，検査結果証明書にワクチン接種証明書と同じ効力を与えるという方法（ワクチン・検査パッケージ）も検討されているが，検査の煩雑性やその有効期間が短いと考えられること，また，検査のたびに相当な費用負担を強いられることからすると，結果は同様であり，前記の違憲性を払拭する理由にはならない。

よって，当会は，ワクチンパスポート制度により，接種の事実上の強制や非接種者に対する差別的な取扱いが招来されることを強く懸念し，このような制度の実施に強く反対する。』

科学的な根拠もないまま、なし崩し的に自由を奪う政策を許していると、今後私たちは中国と同じように政府の言いなりでなければ生活出来ないようにされる可能性があります。この制度は全体主義への第一歩であることをよく考えて頂きたいと切に願います。